

岩議発第834号
平成30年1月23日

岩倉市長 久保田 桂朗 様

岩倉市議会議長 黒川 武

政策提言について

市議会では、岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市条例第1号）第21条第1項の規定に基づき、各常任委員会において、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行っています。

平成29年3月（第1回）岩倉市議会定例会において、岩倉市商工会から提出された陳情書（陳情第2号）を請願同等に取り扱い、本会議にて一部採択と決しました。採択した陳情項目の一つである「小規模企業振興基本法制定に伴う中小企業・小規模企業振興基本条例の早期制定と商工会との連携の推進」について、今年度、総務・産業建設常任委員会は、条例の制定に向けて調査・研究を進めてまいりました。

つきましては、別紙のとおり「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例(案)」を政策提言として提出いたしますので、市民生活の向上及び地域社会の発展のために、条例制定に向けてご検討いただきますよう、要望いたします。

岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）

岩倉の歴史は古く、数千年前から人が住み農耕が営まれていた。奈良時代には、新溝神社の門前町として発展し、戦国時代に織田氏が岩倉城を築造し、城下町として一層発展してきた。江戸時代に入ると、岩倉街道の現中心市街地付近には次第に商工業者が集まるようになり六斎市（四九市）も開かれ、大正時代に入り鉄道が開通し交通の要所として賑わっていた。昭和30年代後半から名古屋のベッドタウンとして急激な宅地化の進展による人口が急増し、昭和46年の市制発足後も人口増加とともに商工業者数・従業員数とも、右肩上がりの成長を続けてきた。しかし、市民の購買動向の変化とともに昭和50年代後半をピークに商店数は下降を続けている現状がある。

これからは、生活都市として発展してきた本市では、市民生活の利便性を支え、賑わいと活力ある都市としていくための商業振興が必要不可欠である。さらに、一定の雇用の場があるバランスある都市として持続的に発展していくためには、名古屋都心や高速道路のインターチェンジ等から近いという恵まれた交通条件や地理的条件を活かした産業振興が重要になってきている。

そこで、将来世代の暮らしの豊かさと都市の持続的な発展を確保していくことが将来世代に対する現世代の責務として捉え、本市の強みや産業特性を踏まえつつ、中小企業・小規模企業の振興に力点をおいた産業振興や創業支援等を市政の重要政策の一つとして位置づけ総合的に取り組むために、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業が産業及び経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、本市の中小企業及び小規模企業の振興に関して基本となる事項を定め、市、議会、企業、金融機関、教育機関等、市民等各関係者がそれぞれの役割及び責務を明確にするとともに、一層の相互理解を深めることによって、地域産業の安定化及び活性化を推進し、もって市民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- （2）小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- （3）地域経済団体 商工会、農業協同組合その他経済活動又は地域産業の振興を行う団体等で市内に事務所を有するものをいう。
- （4）大企業者 中小企業者以外の事業者（中小企業に関する団体及び金融機関を除く。）で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- （5）大規模小売店舗設置者等 市の区域内に大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置している者及び当該大規模小売店舗内にお

いて小売業等を営む者をいう。

(6) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者をいう。

(7) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

(8) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学している者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業及び小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 中小企業及び小規模企業の自らの創意工夫及び自主的な努力により、その経営の改善及び向上が促進されること。

(2) 地域経済の発展並びに雇用の確保及び市民生活の向上に資すること。

(3) 地域資源活用による地域ブランドを創出し、市内の地域経済の活性化に寄与すること。

(4) 国、県その他の関係機関との連携し、及び協力を得ながら、市、中小企業、小規模企業、大企業、地域経済団体、金融機関、教育機関等、市民等地域に関わる全ての構成員が一体となって協力して推進されること。

(5) 持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちの実現を図ること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念に則り、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、中小企業及び小規模企業の実態を把握し、その意見の反映に努め、国、県その他の関係機関、中小企業、小規模企業、地域経済団体、大企業、金融機関、教育機関等、市民等と連携協力して取り組むものとする。

3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小企業及び小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。

4 市は、児童生徒が社会人、職業人として自立できるよう職業意識を醸成するため、学校及び中小企業並びに小規模企業と連携を図りながら、職業に関する体験の機会の提供等に努め、勤労観及び職業観等の育成に努めるものとする。

5 市は、中小企業及び小規模企業の振興及び地域ブランド創出に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（議会の責務）

第5条 議会は、地域経済団体との意見交換に努めなければならない。

2 議会は、中小企業及び小規模企業の振興に関し、市長等の事務執行の監視及び評価並びに政策提言に努めなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の役割)

第6条 中小企業者及び小規模企業者は、社会経済情勢の変化に対応し、経営革新、経営基盤の強化、従業員の福利の向上、企業人材の育成、雇用の確保及び創出に積極的に取り組むように努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献する等、地域社会と協働することで、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業者及び小規模企業者は、児童生徒に対する職業に関する体験機会の提供に協力するよう努めるものとする。

(地域経済団体の役割)

第7条 地域経済団体は、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、中小企業及び小規模企業の振興のための活動を通じ、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

2 地域経済団体は、中小企業及び小規模企業の振興が市の経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興及び地域ブランド創出に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者及び大規模小売店舗設置者等の役割)

第8条 大企業者及び大規模小売店舗設置者等は、基本理念に則り、事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に努めるものとする。

(1) 地域社会を構成する一員としての社会的責任及び影響を自覚することはもとより、中小企業者及び小規模企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者及び小規模企業者と連携及び協力すること。

(2) 中小企業及び小規模企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が行う中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の実施について協力すること。

(3) 市内において生産、製造又は加工された産品を積極的に取り扱い、及び市内で提供されるサービス等を積極的に利用すること。

(4) 地域経済団体に加入するとともに、地域との共存共栄を図り、地域に貢献する活動を行うこと。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、基本理念に基づき、中小企業者及び小規模企業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるように、円滑な資金の供給、経営相談及び販路拡大の支援等を行うことで、中小企業及び小規模企業の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業及び小規模企業が市の経済発展に果たす役割を理解するとともに、市が実施する中小企業及び小規模企業の振興施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第10条 教育機関は、学校教育活動を通して、児童生徒に対し、中小企業者及び小規模企業者の事業活動が、市の発展に貢献していることへの理解を深めさせるとともに市の振興施策及び振興事業の推進に協力するように努めるものとする。

2 教育機関は、学校教育活動の一環として、中小企業者及び小規模企業者と連携して、児童生徒の職場体験等を実施し、このことを通して地域を担う人材の育成に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第11条 市民は、中小企業及び小規模企業の振興が、地域経済の発展及び市民生活の向上につながることを理解し、中小企業及び小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、消費者として市産品及び市内で提供される商業サービスを利用するように努めるものとする。

(基本的施策)

第12条 第1条の目的を達成するため、第3条の基本理念に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業及び小規模企業の経営の安定及び革新に関する施策
- (2) 中小企業及び小規模企業の経営基盤の整備に関する施策
- (3) 中小企業及び小規模企業の人材育成及び雇用の安定に関する施策
- (4) 新事業の創出及び起業支援に関する施策
- (5) 中小企業及び小規模企業の資金調達の円滑化に関する施策
- (6) 中小企業及び小規模企業に対する支援・連携ネットワークの構築
- (7) 中小企業及び小規模企業に関する情報の収集及び提供

(協議の場の設置)

第13条 市は、この条例の目的の達成及び中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を推進するため、協議の場を置くことができる。

(実施状況の検証・公表)

第14条 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の実施状況を検証し、毎年1回は市ホームページ等で公表するものとする。

2 市は、前項の検証にあたっては、地域経済団体その他関係機関の意見を聴くものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。